| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有すべき主成分の最大量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|---|
| ものをいう。） | ルカリ分及び可溶性けい酸のほかく溶性苦土、く溶性マンガン、又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>く溶性苦土については　1.0<br>く溶性マンガンについては　1.0<br>く溶性ほう素については　0.05 | | ニッケル　0.01<br>クロム　0.1 | |

（２）登録の有効期間が三年であるもの

| 肥　料　の　種　類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|
| 菌体りん酸肥料（次に掲げる肥料をいう。<br>一　専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの<br>二　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの<br>三　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたもの<br>四　専ら原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を使用したもの） | 主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、りん酸全量について　1.0 | ひ素　0.005<br>カドミウム　0.0005<br>水銀　0.0002<br>ニッケル　0.03<br>クロム　0.05<br>鉛　0.01 | 一　主成分の安定化を図るために、成分の分析及び管理を適正に行うものとして農林水産大臣の確認を受けた計画（以下「品質管理計画」という。）に基づいて製造されたものであること。<br>二　く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 |

| 肥　料　の　種　類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|
| | | | 三　アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。<br>四　植害試験の調査を受けていない排水処理活性沈殿物（原料規格第二中十六の項に掲げるものをいう。）を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br>五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>六　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |

（３）登録の有効期間が三年又は六年であるもの

| 肥　料　の　種　類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|